

## 特定随意契約による役務の提供について（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年3月15日

奈良県中和公園事務所長 岡 憲司

### 1 契約する内容

#### （1）役務の名称

令和6年度 馬見丘陵公園電動カート運行業務委託

#### （2）役務の規格・数量等

県営馬見丘陵公園における下記業務の実施

##### ① 電動カートの運行に関する業務

※詳細は、「馬見丘陵公園電動カート運行業務委託 仕様書」のとおり

【上記仕様書は見積提出期限まで中和公園事務所において公表します。】

#### （3）履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

### 3 契約相手方の決定方法

（1）上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

（2）最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

（3）予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

（4）（3）によっても決定しない場合は、不調とします。

#### 4 見積書の提出期限及び提出先

##### (1) 提出期限

令和6年3月27日(水) 16時まで

##### (2) 提出方法

郵送(提出期限必着)もしくは持参

##### (3) 提出先

住所：〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田2202

宛名：奈良県中和公園事務所長

##### (4) その他

①見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ. 記名押印を欠く見積書

ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ. 価格を加除訂正した見積書

オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

カ. ①の書類が添付されていない見積書

#### 5 契約事務を担当する部局

奈良県中和公園事務所 公園課

住所：奈良県北葛城郡河合町佐味田2202

電話：0745-56-3851

#### 6 暴力団排除条例に伴う留意事項

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益

を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。

- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 7 公契約条例に関する留意事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 8 その他

本契約は、令和6年度奈良県予算の成立を前提としており、本契約に係る予算が成立しない場合は、手続きの停止等の措置を行う場合があります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

以上

## 令和6年度 馬見丘陵公園 電動カート運行業務 仕様書

この仕様書は奈良県中和公園事務所長（以下「甲」という。）と、当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した労働者派遣基本契約に基づく馬見丘陵公園（以下「公園」という。）の電動カート運行業務の基準を定めるものである。

### 1. 業務の目的

県営馬見丘陵公園は、「歴史と自然に囲まれた憩いの空間づくり」を目的に、昭和59年より整備に着手し、平成24年6月に全面開園（56.2ha）した。現在では、ナガレ山古墳をはじめとする文化財や、桜やチューリップ、花菖蒲、ヒマワリ、ダリアなどの四季折々の花々を求めて、年間約100万人が訪れる公園となっている。

本業務は、南北に長く、起伏に富んだ当公園において、高齢者や身体の不自由な方等の園内移動の補助及び散策エリアの拡大を図るため、公園利用者の安全を十分に確保しつつ、電動カート（以下「カート」という。）の運行を行うことを目的とする。

### 2. 業務の実施場所

北葛城郡広陵町寺戸、河合町佐味田 他（奈良県営馬見丘陵公園）

### 3. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 4. 業務内容

各業務については以下のとおりとし、疑義や調整が生じた場合は、甲と協議のうえ、実施するものとする。

#### (1) 運行業務（以下「運行班」という。）

- ① 運行は2コース（ダリア号・チューリップ号の計2台）とする。
  - ・カート1（ダリア号：「花見茶屋」～「カリヨンの丘」間の折り返し運転を繰り返す）
  - ・カート2（チューリップ号：「カリヨンの丘」～「花見茶屋」間の折り返し運転を繰り返す）
- ② 業務従事時間は、下記を基本とする（休憩時間を含むものとする）。
  - A. 4月～10月、3月：9時30分から17時30分の8時間勤務
  - B. 11月～12月、2月：9時30分から17時00分の7時間30分勤務なお、故障等の不測の原因により、運行を中止した場合は、以降の勤務を中止する。
- ③ 原則、運転手と補助者の2名の体制で1台の車を運行する。  
運転手は安全で安心なカート運転に専念することとし、補助者は安全で安心なカート運行のために運転手の補助を行うとともに、カート利用者に乗車料金を料金箱へ入金していただくよう案内する。
- ④ 補助者は、カート前方が混雑している場合は歩いて交通整理を行う。それ以外は、助手席に同乗してもよいものとする。
- ⑤ 主要イベントの開催時には、発注者が別途用意する先導スタッフを配置する場合がある。
- ⑥ 運行にあたっての注意事項  
安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

(2) 運行日程（別紙参照）

12/23～2/14までは冬季運休とし、通年の土日祝日に運行すること。また、主要イベントの開催時の運行日は下記のとおりとする。

運行ルート及びバス停については、別紙を参照すること。ただし、運行日程、ダイヤ及び運行ルート等については、今後変更する場合があります、運行日数の変更は契約変更の対象とする。

- ① 馬見チューリップフェア：令和6年4月8日（月）～4月12日（金）
- ② 馬見ひまわりウィーク：令和6年7月29日（月）～8月2日（金）
- ③ 馬見フラワーフェスタ：令和6年10月7日（月）～10月11日（金）

(3) 報告

- ① 安全第一とし、确实、円滑な運行管理を行うこと。
- ② 乙は、業務日誌（運転日報）により翌日（出勤日）の始業時に甲に報告する。
- ③ 業務を遂行するにあたっては、善良なる管理者の注意を持ってし、異常事態が生じた場合には、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告し、対応について甲の指示を受けなければならない。
- ④ 利用者から苦情等があった場合は適切に対応するとともに、業務日誌（運転日報）等で甲に遅滞なく報告すること。
- ⑤ 乙は、常に運行班員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。

(4) 委託料の請求

乙は、毎月の業務報告書の提出をもって、月毎の委託料（実績）を請求できるものとする。

(5) その他

- ① 運行班の休憩場所及び備品等は、原則として甲が提供する。また、カートの充電に係る電気代等の業務の実施にあたって必要な光熱水費は甲の負担とする。  
【提供する備品・機器等】
  - ・運行班の休憩場所（中央詰所、北詰所、東詰所）
  - ・カート保管場所（中央エリア公園館車庫）
  - ・充電用コンセント（単相 200V：中央エリア公園館車庫 2箇所、北詰所 1箇所、東詰所 1箇所）
  - ・連絡用携帯電話（2台）
  - ・停留所サイン
  - ・料金箱
  - ・ビブス（スタッフベスト）、帽子、名札、フェイスシールド 等
- ② 乙が業務を行う際、甲が既に所有している設備・機器等については甲の承認を得て使用できるものとする。
- ③ 運行班員が休憩時に喫煙する場合は、公園内の喫煙所を使用し、指定以外の場所で喫煙を行わないこと。
- ④ この仕様書に記載のない事項、またはこの説明書の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

(6) 秘密保持及び個人情報取扱特記事項

- ① 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ② 乙は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(7) 暴力団等排除に係る解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ⑦ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ⑧ 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

以上





## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における場合)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。